

# 石川県公報

平成28年2月2日  
第12872号(火曜日)  
毎週2回 火曜 金曜発行

## 目次

目	次
<b>告 示</b>	<b>公 告</b>
○石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事指定薬物の指定の失効 (薬事衛生課) 1	○大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告 (経営支援課) 4
○青少年に有害な興行の指定 (少子化対策監室) 1	○土地区画整理組合の設立認可公告 (都市計画課) 5
○青少年に有害な図書等の指定 (同) 2	○都市計画の変更案の縦覧公告 (同) 6
○農業災害補償法第15条第1項第1号の農作物に係る業務の規模の基準 (農業政策課) 2	○開発行為に関する工事の完了公告 (建築住宅課) 6
○土地収用法に基づく事業の認定 (監理課) 2	<b>公安委員会</b>
○県道の区域の変更 (道路整備課) 4	○石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正 6

## 告 示

### 石川県告示第39号

石川県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年石川県条例第38号。以下「条例」という。)第16条第1項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失ったので告示する。

平成28年2月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 失効した知事指定薬物の名称
  - 2- (2,5-ジメトキシ-4-メチルフェニル) エタンアミン及びその塩類
  - 2- {[ビス(4-フルオロフェニル)メチル]スルフィニル}-N-メチルアセトアミド及びその塩類
  - 1-メトキシ-3,3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル=1- (シクロヘキシルメチル) -1H-インダゾール-3-カルボキシラート及びその塩類
- 失効の理由  
当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に掲げる薬物に該当すると認められるに至ったため
- 失効の日  
平成28年1月31日
- 罰則の適用  
条例第24条から第28条までの規定は、上記の知事指定薬物の指定がその効力を失う前にした当該知事指定薬物に係る行為についても、適用する。

### 石川県告示第40号

いしかわ子ども総合条例(平成19年石川県条例第18号)第41条第1項の規定により、次の興行を青少年に有害なものとして指定した。

平成28年2月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 1 有害興行

興行の種類	興 行 名	配 給 会 社 名
映 画	さまようアゲハ 蜜壺トロトロ	大 蔵 映 画

ク	劇場版「風に濡れた女」	日	活
ク	スチュワーデスの秘密 24時間濡れっぱなし	新	日 本 映 像
ク	家族の欲情 うずいて濡れた秘部	新	東 宝 映 画
ク	ポインのお宿 熟女大宴会！	オ	ー ピ ー 映 画

## 2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

## 3 指定年月日

平成28年2月2日

## 石川県告示第41号

いしかわ子ども総合条例（平成19年石川県条例第18号）第42条第1項の規定により、次の図書等を青少年に有害なものとして指定した。

平成28年2月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 有害図書等

図書等の種類	図 書 等 名 ( ナ ン バ ー )	発 行 所 名
月 刊 誌	シティヘブン北陸版 2016年3月号 (04333-03)	(株)ダブリュエスコーポレーション
ク	NaiNaiプレス北陸 2016年3月号 (06805-03)	電 王 堂 出 版 (株)

## 付記

ナンバーとは、月刊誌及び単行本にあつては雑誌ナンバーをいう。

## 2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

## 3 指定年月日

平成28年2月2日

## 石川県告示第42号

農業災害補償法（昭和22年法律第185号）第16条第1項ただし書の規定により、同法第15条第1項第1号の農作物に係る業務の規模の基準を、次のとおり定めた。

なお、農業災害補償法第15条第1項第1号の農作物に係る業務の規模の基準（平成12年石川県告示第104号）は、廃止する。

平成28年2月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

農作物の種類	業務規模の基準	適 用 地 域
水 稲	耕作面積が35アール	金沢市、小松市、加賀市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、川北町、津幡町及び内灘町の区域
	耕地面積が25アール	七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町及び能登町の区域
麦	耕地面積が15アール	県下全域

## 石川県告示第43号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成28年2月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 起業者の名称

小松市

2 事業の種類

農業集落排水事業(那谷地区 汚水処理施設建設工事)

3 起業地

(1) 収用の部分

小松市那谷町地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、次のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、小松市那谷町地内を起業地とする「農業集落排水事業(那谷地区 汚水処理施設建設工事)」(以下「本件事業」という。)である。

本件事業は、法第3条第31号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である小松市は、必要な予算措置を講じることにより本件事業を遂行しようとするものであり、起業者は事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

近年の生活様式の変化により、農村地域においても生活雑排水の増加により悪化が著しい生活環境の改善の一環として、総合的、体系的な計画のもとに農業集落排水事業を推進している。

本件事業の対象区である小松市那谷町は農村集落であり、生活雑排水等の流入により農業用水路の水質悪化が進み、水稲等作物へ悪影響を及ぼしているうえ、悪臭、害虫の発生などにより生活環境に影響を与えている。

本件事業が完成すれば、農業用排水の水質が保全され、水稲等作物の品質保全及び地域住民の生活環境の改善に寄与するものと認められる。

また、本件事業が生活環境に与える影響については、脱臭装置を設置するなど対策を講じることから臭気等の発生は抑制され、周辺環境への影響は軽微であると認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

本件事業の起業地内には、文化財保護法(昭和25年法律第214号)及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)により、保護のため特別な措置を講ずべき文化財及び動植物は確認されていない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業は、農業用水の水質保全による水稲等作物の品質保全と生活環境の改善等を目的として、農業集落排水施設設計指針等に基づく処理施設及び管路施設を建設するものであり、本件事業の事業計画は、当該指針に定める規格に適合していると認められる。

また、候補地として3箇所が選定され、各候補地の優劣を社会性、経済性等により比較検討されているが、本件事業の起業地申請案が最も適切と認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

4(3)アで述べたように水質の悪化が原因で、悪臭、害虫の発生で水稲等作物、生活環境の面で悪影響を及ぼしており、できるだけ早期にそのような状況の解消を図る必要があると認められる。また、町内会長及び生産組合長から小松市長へ農業集落排水事業の実施についての要望書が提出されている。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までで述べたように、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

小松市上下水道局上下水道建設課

石川県告示第44号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更する。

なお、その関係図面は、平成28年2月2日から同月16日まで縦覧に供する。

平成28年2月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域			関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)	
粟生小松線	小松市長田町ワ104番2地先から 小松市長田町ワ122番地先まで	旧	11.00～14.00 36.3	
		新	10.50～14.00 36.3	

公 告

大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

平成28年2月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ野々市新庄店

野々市市新庄2丁目810番ほか38筆

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

公告日 平成27年9月24日

- 3 市町の意見の概要  
市町名 野々市市  
意見の概要 意見なし
  - 4 居住者等の意見の概要  
居住者等の意見なし
  - 5 意見の縦覧場所  
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター
  - 6 意見の縦覧期間  
平成28年2月2日から同年3月2日まで
- 

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ケーズデンキ野々市新庄店  
野々市市新庄2丁目810番ほか38筆
  - 2 届出の内容及び届出の公告の日  
内容 駐車場の位置及び収容台数、駐輪場の位置及び収容台数の変更  
公告日 平成27年9月24日
  - 3 市町の意見の概要  
市町名 野々市市  
意見の概要 意見なし
  - 4 居住者等の意見の概要  
居住者等の意見なし
  - 5 意見の縦覧場所  
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター
  - 6 意見の縦覧期間  
平成28年2月2日から同年3月2日まで
- 

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
アルビス西南部店  
金沢市八日市出町840番ほか18筆
  - 2 届出の内容及び届出の公告の日  
内容 駐車場の自動車の出入口の数及び位置の変更  
公告日 平成27年9月24日
  - 3 市町の意見の概要  
市町名 金沢市  
意見の概要  
届出内容について、特に問題点は見られないが、関係法令等を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境の保持について適切な対応を図るよう努められたい。
  - 4 居住者等の意見の概要  
居住者等の意見なし
  - 5 意見の縦覧場所  
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター
  - 6 意見の縦覧期間  
平成28年2月2日から同年3月2日まで
- 

#### 土地区画整理組合の設立認可公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により、土地区画整理組合の設立を次のとおり認可した。

平成28年2月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 組合の名称  
野々市市西部中央土地区画整理組合
- 2 事業施行期間  
平成28年2月2日から平成37年3月31日
- 3 施行地区に含まれる地域の名称  
野々市市田尻町、堀内一丁目、蓮花寺町の各一部  
区域内に介在する道路、水路敷を含む。
- 4 事務所の所在地  
野々市市堀内三丁目10番地
- 5 設立認可の年月日  
平成28年1月26日
- 6 事業年度  
毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 7 公告の方法  
事務所及び野々市市役所の掲示板に掲示する。

## 都市計画の変更案の縦覧公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、当該変更に係る都市計画の案を平成28年2月2日から同月16日まで縦覧に供する。

平成28年2月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画の種類	都市計画を変更する土地の区域	縦 覧 場 所
金沢都市計画道路 3・4・19号小將町田上線	金沢市小將町及び兼六元町の各一部	石川県土木部都市計画課及び金沢市 都市整備局都市計画課
金沢都市計画道路 3・5・5号小立野線	金沢市小將町及び兼六町の各一部	〃

## 開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく次の開発行為に関する工事が完了した。

平成28年2月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者
加賀市西島町259番	加賀市西島町チ61番地 丸運トラック株式会社

## 公 安 委 員 会

## 石川県公安委員会告示第19号

石川県公安委員会が行う交通の規制（昭和47年石川県公安委員会告示第48号）の一部を次のように改正する。

平成28年2月2日

石 川 県 公 安 委 員 会

別表第4（指定方向外進行禁止）金沢中警察署管内の表に次のように加える。

883	市道有松 2 丁目線 9 号	金沢市有松 2 丁目 10 番 28 号先	有松 4 丁目方向から久安 6 丁目方向への左折及び有松 1 丁目方向への右折	自動車及び原動機付自転車	7:00 から 9:00 まで (土・日曜日、休日を除く。)
-----	----------------	-----------------------	---	--------------	-----------------------------------

別表第 11 (最高速度の指定) 大聖寺警察署管内の表に次のように加える。

186	市道	ゾーン 30 (1)加賀市七日市町イ 28 番地先 (2)加賀市津波倉町ヌ 72 番地先 (3)加賀市庄町ワ 86 番地先 (4)加賀市庄町ル 39 番地先 (1)から(4)までの場所を結ぶ線に囲まれた区域内の道路	約 1,915 メートル	毎時 30 キロ メートル	終日	車両 (けん引③を除く。)
-----	----	--	-----------------	------------------	----	---------------

別表第 18 (駐車禁止) 金沢東警察署管内の表 300、301、332、334、342、346、349、357 及び 358 の項を次のように改める。

300	削	除
301	削	除
332	削	除
334	削	除
342	削	除
346	削	除
349	削	除
357	削	除
358	削	除

